

県計画の策定等における施策評価の取組指針

(目的)

第1条 この指針は、県が行う施策の効果的、効率的、計画的な推進に資するとともに、行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政の実現を図るために、県の実施機関が行う各種計画等における施策評価に関し基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 この指針において「施策評価」とは、県の施策に関する基本的な計画等及びその他実施機関が特に必要と認めるもの（以下「計画等」という。）の策定又は改定（以下「策定等」という。）の過程において、評価時点における施策の進捗状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、第4条に規定する方法により県が行う施策に関する評価手続きをいう。

2 この指針において「実施機関」とは、前項に定める施策評価を実施する知事部局のそれぞれの機関をいう。

(対象)

第3条 この指針の対象は、計画等とする。

2 施策評価の対象は、当該計画等に基づく施策とする。

3 前項の規定にかかわらず、計画等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この指針の対象としないことができる。

- (1) 法令等に基づく計画等で、個別に策定等に係る方法が定められている場合
- (2) 改定等の内容が軽微なものである場合
- (3) 迅速性又は緊急性を要する場合
- (4) その他実施機関が特に必要性を認めないと判断した場合

(施策評価の方法)

第4条 施策評価の実施に当たっては、施策毎に、その特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的な指標により目標を設定するよう努めるものとし、その際に用いる定量的な指標は、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うため、原則として、成果指標（アウトカム指標）によるものとする。ただし、成果指標によりがたい場合は、活動指標（アウトプット指標）によるものとする。

2 前項の規定により設定した目標の達成状況については、実施機関が、計画等の策定時等の適切な時期に検証するものとする。

3 施策評価の実施に当たっては、施策評価の客観性及び専門性を確保するため、計画等の特性に応じて、学識経験を有する者等の知見を活用するよう努めるものとする。

(評価結果の活用)

第5条 実施機関は、施策評価の結果について、計画等における施策に反映するよう努めることとし、必要に応じて、予算及び組織に係る要求作業等に反映させるものとする。

(公表時期及び公表事項)

第6条 実施機関は、以下の事項について、計画等の策定時等の適切な時期に、県民に公表するよう努めるものとする。

- (1) 目標の達成状況
- (2) 学識経験を有する者等による意見等の概要
- (3) 施策評価結果の概要及び計画等への反映状況
- (4) その他実施機関が必要と認める事項

(公表方法)

第7条 実施機関は、前条の規定により公表する事項について、県のホームページに掲載するとともに、県政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。ただし、公表する内容が相当量に及ぶ場合であって、公表事項全体の入手方法等を掲載するときは、県のホームページに公表事項の全体を掲載しないことができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、次に掲げる方法により、公表事項の周知に努めるものとする。
 - (1) 出先機関の事務所における閲覧又は配布
 - (2) 報道機関への提供
 - (3) 広報誌への掲載又は新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等による広報
 - (4) その他実施機関が必要と認める方法

(実施状況の公表)

第8条 知事は、施策評価を実施している計画等の一覧表を作成し、県のホームページに掲載するとともに、県政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

(その他)

第9条 この指針に定めるもののほか、施策評価の実施に関し必要な事項は、実施機関が必要に応じて別に定める。

附 則

この指針は、平成27年10月13日から施行し、この指針の施行の日以降に策定等の作業に着手する計画等について適用する。